

ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

8月26日に臨時教育委員会を開催し、「言語探究科」を新設するため、教育課程特例校の指定に向けて、文部科学省に対して申請することを可決しましたので、ご報告します。

(令和8年8月臨時教育委員会 議案) <https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/57105.pdf>

1. 教育課程特例校制度

- ・各学校は、学校教育法施行規則に定められた教科などにより、教育課程を編成する必要があります。
- ・しかしながら、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、文部科学大臣が学校を指定することにより、特別な教育課程を編成することが認められています。これを「教育課程特例校制度」と言います。
- ・今回は、「言語探究科」を新設するため、教育課程特例校として指定されるべく、文部科学省に申請しました。

2. 教育課程の特例の内容

- ・市立学校における探究的な学び、主体的・対話的で深い学びの充実を図るため、「国語」「英語」「総合」を一体的に学習する、小中一貫した教科「言語探究科」を新設します。
- ・ただし、教科としての評価は、学期ごとに「国語」「英語」「総合」の評価を従来通り行うとともに、年1回「言語探究科」としての評価を行います(文章表記を想定)。

3. 「言語探究科」を通しての学習活動

「言語探究科」では、以下のような学習活動を行います。

- (1)「国語」「英語」「総合」における探究的な学習
- (2)「総合」を架け橋とした「国語」と「英語」の教科横断的な探究的学習
- (3)世界につながる市川版英語教育

4. 「言語探究科」の実施に向けたスケジュール

(1)令和8年度

- ・4月から、「教育課程柔軟化サキドリ研究校」の曽谷小、東国分中で、英語教育の先行実施をしています。
- ・9月から、全小学校等にALTを配置します。
- ・年内を目途に、「言語探究科」の「授業モデル例」(後述)を各学校に提示します。

(2)令和9年度

- ・「言語探究科」における「国語」「英語」「総合」の授業時数は、各学校で柔軟に対応できるようにします。

(3)令和10年度

- ・全ての学校で、授業時数を含めた「言語探究科」を実施します。
- ・「英語」の授業時数は年間10時間増(中3は5時間増)とし、「国語」「総合」の授業時数は各学校の実態に応じて設定できるようにします。

5. 各学校に提示する「授業モデル例」

各学校で「言語探究科」を円滑に実施できるよう、以下のような「授業モデル例」を示していきます(詳細は、議案4～6頁参照)。

- (1)「言語探究科」の目標等
- (2)「国語」「英語」「総合」の「探究的な学習」の学びのプロセス
- (3)教科等における探究学習例
- (4)「国語」と「総合」、「英語」と「総合」の関連した学習例
- (5)教科時数の調整例